



証券コード：9993

株式会社ヤマザワ

第56期 定時株主総会 招集ご通知

■ 日時
平成30年5月29日（火曜日）
午前10時30分

■ 場所
山形県山形市あこや町三丁目8番9号
当社本社 北棟4階ホール
(末尾の会場のご案内をご参照ください。)

お願い

※駐車スペースに限りがあり、当日は大変な混雑が予想されます。駐車できない場合もございますので、誠に恐れ入りますが、なるべく公共交通機関(バス)をご利用のうえご来場くださいますようお願い申し上げます。(末尾の会場のご案内をご参照ください。)

※お帰りの際にささやかではございますがお土産を準備しております。お土産は、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席いただいた株主様一人につき1個とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

※株主総会終了後、立食形式の株主懇談会を開催いたしますので、併せてご案内申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役2名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	7
(提供書面)	
事業報告	8
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告	29

yamazawa

証券コード 9993

平成30年5月11日

株主の皆様へ

山形県山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社ヤマサワ

代表取締役社長 古 山 利 昭

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、立食形式の株主懇談会を開催いたしますので、併せてご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（5頁～7頁）をご検討いただき、平成30年5月28日（月曜日）午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 書面（郵送）による議決権の行使

■ インターネットによる議決権の行使

詳しくは「議決権行使等についてのご案内」（3頁～4頁）をご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面とインターネットにより、重複して議決権行使を行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月29日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 山形県山形市あこや町三丁目8番9号 当社本社 北棟4階ホール
※駐車スペースに限りがあり、当日は大変な混雑が予想されます。駐車できない場合もございますので、誠に恐れ入りますが、なるべく公共交通機関（バス）をご利用のうえご来場くださいますようお願い申し上げます。（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第56期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第56期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://yamazawa.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://yamazawa.co.jp>）に掲載しております。
- ① 事業報告の「新株予約権の状況」「業務の適正を確保するための体制」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎15頁記載の円グラフはご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使することができます。

当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（5頁～7頁）をご検討いただき、平成30年5月28日（月曜日）午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 平成30年5月29日（火曜日）午前10時30分

場所 山形県山形市あこや町三丁目8番9号
当社本社 北棟4階ホール

※駐車スペースに限りがあり、当日は大変な混雑が予想されます。駐車できない場合もございますので、誠に恐れ入りますが、なるべく公共交通機関（バス）をご利用のうえご来場くださいますようお願い申し上げます。（末尾の会場のご案内をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年5月28日（月曜日）午後6時15分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限 平成30年5月28日（月曜日）午後6時15分まで

インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

- ①行使期限は、平成30年5月28日（月曜日）午後6時15分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- ②セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- ③書面とインターネットにより、重複して議決権行使を行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ④パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- ⑤インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ①パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ②パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によっては、ご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**
 (受付時間 9:00~21:00 土日休日を除く)

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**
 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策と位置づけ、業容の拡大及び1株当たりの価値向上に努め、安定した配当の実施を基本方針としております。

第56期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円50銭、配当総額は179,664,854円といたしたいと存じます。

なお、中間配当として1株当たり16円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当は、1株当たり33円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月30日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役2名選任の件

経営体制の強化のため、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款第21条第2項の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 新任	くろだ としろう 黒田 俊郎 (昭和32年1月1日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年4月 当社生鮮商品部水産マネジャー 平成24年4月 当社生鮮グループ副部長 兼 鮮魚マネジャー 平成25年5月 当社執行役員(現任) 生鮮第一グループ部長代理 平成28年3月 当社品質管理室長 平成30年4月 当社生鮮商品部長(現任) [取締役候補者とした理由] 平成25年に執行役員に就任し、店舗並びに営業本部での豊富な経験を有しております。生鮮商品部長として当社の中核を担う生鮮食品の仕入販売統括を務めており、その見識及び実績を当社経営に活かし当社企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断しております。	2,400株
2 新任	かみはた ひとみ 上畑 日登美 (昭和35年2月1日生)	平成11年5月 (株)ヤマザワ薬品入社 平成17年5月 同社調剤部長(現任) 兼 調剤宮城ブロック長 平成19年6月 同社取締役 平成20年6月 同社専務取締役(現任) 当社取締役 [取締役候補者とした理由] 平成19年に当社連結子会社である(株)ヤマザワ薬品取締役に就任後、平成20年より同社専務取締役に務めており、その経営全般にわたる幅広い見識及び実績を当社経営に活かし当社企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断しております。	23,510株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 宇井俊郎氏は、平成30年4月9日付で取締役を辞任により退任し、同日付で当社の連結子会社であります(株)サンコー食品の取締役社長に就任しております。

第3号議案**監査役1名選任の件**

本総会終結の時をもって、監査役 森美博氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
もり よしひろ 森 美博 (昭和26年11月28日生) 再任	昭和51年11月 当社入社 平成19年 4月 当社執行役員総合企画室長 平成20年 4月 当社管理本部長 兼 総務部長 平成20年 6月 当社取締役 平成26年 5月 当社常勤監査役（現任） [監査役候補者とした理由] 平成19年に執行役員に就任し、平成20年より取締役として経営に携わった後、平成26年の定時株主総会において監査役に選任しております。管理本部での豊富な経験と財務及び会計に関する十分な知見を有し、これらの経験と幅広い見識を活かして常勤監査役として適切な監査を行い、当社のガバナンス体制の充実・強化に努めていることから、監査役として適任であると判断しております。	9,130株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、森 美博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告 (平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：百万円)

	第 55 期	第 56 期	増減額	増減率(%)
売 上 高	114,111	114,303	192	0.2
営 業 利 益	1,551	1,159	△392	△25.3
経 常 利 益	1,625	1,231	△394	△24.3
親会社株主に帰属する当期純利益	1,361	389	△972	△71.4

当連結会計年度におけるわが国経済は、外需の拡大を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、実質賃金の上昇は一部に留まり、個人消費における景気回復の実感は乏しく、消費動向の先行きは不透明な状態が続いております。

小売業界におきましては、依然として続く節約志向の中、特に生鮮食品において、天候不順や収穫減少に起因する仕入価格の上昇により、商品の供給・販売状況は非常に厳しいものとなりました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「毎日の生活に必要な商品を新鮮で美味しく、安く提供する事により、食生活を豊かにし地域社会に貢献する」という経営理念のもと、「地域のお客様に繰り返しご来店していただける店づくり」に向け、『全員の努力で改革推進』『お客様の満足のために』を本年度のスローガンに掲げ、全社一丸となって各施策の実行及び検証を行ってまいりました。

セグメントの状況は、次のとおりであります。

スーパーマーケット事業におきましては、お客様の低価格への要望が続く中、引き続き「生活応援セール」や「水曜均一祭」の強化を行ってまいりました。「水曜均一祭」は毎週恒例の企画となっており、食料品を中心にお買い得商品を多数揃え、好評を得ております。

商品面におきましては、当社が加盟するニチリウグループ（日本流通産業株式会社）のプライベートブランド商品である「くらしモア」や、連結子会社の「株式会社サンコー食品」による当社オリジナルの惣菜及び日配商品の拡販を積極的に行ってまいりました。また、地産地消推進の一環として、農業生産法人「株式会社ヤマザワ西藏王高原ファーム」と連携を図り、鮮度の良い野菜を山形市内の店舗を中心に販売してまいりました。

カード戦略におきましては、当社グループでご利用いただける電子マネー機能付きポイントカード「にこかカード」の利用拡大のため、電子マネー決済での特典付与による販促活動を継続的に実施しております。「にこかカード」の会員数は、当期末時点で約67万人となりました。

ドラッグストア事業におきましては、主力の医薬品と化粧品のカウンセリング及び客数伸長のための販促活動に力を入れ、販売を強化してまいりました。

その他事業におきましては、惣菜及び日配商品を開発製造して当社グループへ納品しており、スーパーマーケット事業との連携を密にし、安全・安心で美味しいオリジナル商品の開発を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,143億3百万円（前連結会計年度比0.2%増）、営業利益は11億59百万円（同25.3%減）、経常利益は12億31百万円（同24.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億89百万円（同71.4%減）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

・スーパーマーケット事業

株式会社ヤマザワにおきまして、平成29年4月に「村山駅西店」（山形県村山市）を新規開店いたしました。同店におきましては、近年の取り組みであるレンジアップ商品等の簡便性商品の充実、サラダステーションの展開強化、インスタアベーカーリー及びイトインコーナーの設置、店内・駐車場へのLED照明の採用等、より利便性が高く環境へ配慮した店づくりを行いました。村山店に次ぐ村山市への出店は、山形県北村山地域におけるさらなるドミナント形成を目的としております。また、平成29年8月下旬より建て替えのため営業を休止しておりました「漆山店」（山形県山形市）は、昭和54年6月の開店以来38年が経過した旧店舗を解体し、同一敷地内に新店舗を設けて平成29年11月に新装開店いたしました。同店におきましては、かねてから要望のありましたインスタアベーカーリーの設置をはじめとした売場構成や品揃えの強化に取り組み、地域のお客様からより一層の支持をいただけるような店づくりを行いました。

既存店の活性化といたしましては、株式会社ヤマザワにおきまして、平成29年4月に「北町店」（山形県山形市）、同年8月に「天童北店」（山形県天童市）、同年12月に「高畠店」（山形県東置賜郡高畠町）の改装をそれぞれ実施いたしました。また、よねや商事株式会社におきまして、平成29年7月に「浅舞店」（秋田県横手市）の改装を実施いたしました。

以上によりまして、株式会社ヤマザワの店舗が山形県内43店舗、宮城県内24店舗、よねや商事株式会社の店舗が秋田県内9店舗となり、スーパーマーケット事業の合計店舗数は76店舗となりました。

・ドラッグストア事業

平成29年4月に「ドラッグ村山駅西店」（山形県村山市）、同年11月に「ドラッグ漆山店」（山形県山形市）を新規開店いたしました。いずれも、スーパーマーケット事業における新規開店や建て替えに伴うスーパーマーケット併設型店舗の出店であります。なお、平成29年12月に「ドラッグ南光台店」（宮城県仙台市）を閉店いたしております。

これらによる期中設備投資の総額は、40億19百万円（ただし、自己所有資産36億92百万円、リース資産3億26百万円）となり、資金調達につきましては、自己資金及び借入金より充当いたしました。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 平成27年 2 月期	第 54 期 平成28年 2 月期	第 55 期 平成29年 2 月期	第56期(当連結会計年度) 平成30年 2 月期
売 上 高 (百万円)	112,086	114,266	114,111	114,303
経 常 利 益 (百万円)	1,235	1,988	1,625	1,231
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	396	517	1,361	389
1 株当たり当期純利益 (円)	36.43	47.50	125.04	35.74
総 資 産 (百万円)	53,690	52,125	51,799	50,906
純 資 産 (百万円)	28,068	28,188	29,265	29,297
1 株当たり純資産額 (円)	2,577.17	2,587.70	2,685.88	2,688.36

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
(株) ヤ マ ザ ワ 薬 品	90百万円	100%	医薬品、化粧品などの販売及び調剤薬局の経営
よ ね や 商 事 (株)	39百万円	100%	食料品、住居関連商品などの販売
(株) サ ン コ ー 食 品	70百万円	100%	米飯、惣菜、日配商品の製造及び販売

(4) 対処すべき課題

今後におきましては、雇用・所得の改善や内需拡大により、経済は緩やかに回復し、戦後最長の景気回復に達する見通しとされておりますが、金融資本市場の動向や海外の地政学的リスク等が懸念され、景気の先行き感はまだ不透明な状況にあります。

小売業界におきましては、賃金上昇による消費回復を受けた売上増加、人手不足を背景とした省力化投資による効率化等が期待されておりますが、競合激化、ECの拡大、人件費、設備費等コストの高止まりにより収益状況はますます厳しくなっており、より顧客ニーズをとらえた販売業務、より生産性の高い店舗運営が求められております。

このような環境の中、引き続き当社グループの経営理念であります「毎日の生活に必要な商品を新鮮で美味しく、安く提供する事により、食生活を豊かにし地域社会に貢献する」ことを目指し、食品スーパーマーケットとしてお客様にとって選びやすく買いやすい売場の実現や、イベント・賑わいのある売場づくり、笑顔の接客を進めてまいります。

また、地産地消を推進し、生鮮食品の品揃え強化を更に進め「より安全・安心な商品」の販売に努めるとともに、お客様の立場に立ったオリジナル商品の開発や商品の改廃をスピーディーに行い、機会ロスや在庫の削減に努めてまいります。

更に、QCサークルの実践、作業改善による生産性の向上や、新規出店開発、企業規模拡大のために必要な人材の育成、経費の削減に努めてまいります。

来期の設備投資につきましては、株式会社ヤマザワにおきまして、上期において、「宮内店」(山形県南陽市)の近隣地への新設移転を実施いたします(平成30年3月16日開店)。併せて既存店活性化のための改装を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年2月28日現在)

当社の企業集団は、当社及び子会社5社並びに関連会社1社で構成され、小売業のスーパーマーケットを中心に、ドラッグストア、調剤薬局の経営及び食品の製造販売などを行っております。

スーパーマーケット事業は、食料品、住居関連商品及び衣料品などの販売、ドラッグストア事業は、医薬品、化粧品などの販売及び調剤薬局の経営を行っております。

また、その他に、米飯(寿司・弁当・おにぎり)、惣菜などの調理品及び牛乳・豆腐・納豆・麺・こんにゃくなどの日配商品を製造し、主にスーパーマーケット事業において販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成30年2月28日現在)

① 当社

本社 (本部) …… 山形県山形市あこや町三丁目8番9号

営業店舗数

地 区	店 舗	数		
山形県	山形市周辺	山形市 12、東村山郡中山町 1、上市市 1	14	43
	最上村山	天童市 4、新庄市 2、尾花沢市 1、村山市 2、東根市 1、西村山郡河北町 1、寒河江市 2	13	
	置 賜	南陽市 2、長井市 1、東置賜郡川西町 1、米沢市 4、東置賜郡高畠町 1	9	
	庄 内	酒田市 3、東田川郡庄内町 1、鶴岡市 3	7	
宮城県	仙 台 市	泉区 6、宮城野区 2、若林区 1、青葉区 1、太白区 3	13	24
	仙台市以外	大崎市 2、黒川郡大和町 2、富谷市 1、多賀城市 1、塩釜市 1、宮城郡七ヶ浜町 1、名取市 1、白石市 2	11	
合 計			67	

② 子会社

会 社 名	所 在 地 及 び 店 舗 数	
(株) ヤマザワ薬品	本社 (本部)	山形県山形市あこや町三丁目9番3号
	営業店舗数	山形県 49、宮城県 26 計 75
よねや商事 (株)	本社 (本部)	秋田県横手市横手町字大関越80番地
	営業店舗数	秋田県 9
(株) サンコー食品	本社及び工場	山形県山形市北町四丁目15番5号

(7) 従業員の状況（平成30年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,215 (3,521) 名	9名増 (81名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に1日1人8時間換算の年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
865 (2,803) 名	10名増 (81名増)	41.5歳	16.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に1日1人8時間換算の年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年2月28日現在）

借入先	借入額
(株) 山形銀行	2,766百万円
(株) 七十七銀行	1,100
(株) きらやか銀行	400
(株) 荘内銀行	300
(株) 秋田銀行	263
(株) みずほ銀行	250

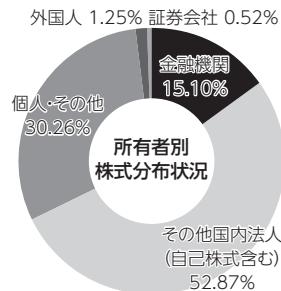
(9) その他企業集団の現況に関する事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 19,835,000株
- ② 発行済株式の総数 10,960,825株
- ③ 株主数 7,892名
- ④ 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
(有) ヤマザワ興産	1,011,576株	9.29%
(公財)ヤマザワ教育振興基金	893,407	8.20
ヤマザワ取引先持株会	827,116	7.60
ヤマザワ産業(株)	634,382	5.83
(株) 山景	611,500	5.62
(有)ヤマザワコーポレーション	531,567	4.88
(有) ヤマザワホーム	487,872	4.48
(株)ヤマザワ・エージェンシー	481,108	4.42
(株) 山形銀行	340,920	3.13
(株) きらやか銀行	319,200	2.93

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（72,046株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成30年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	山 澤 進	
代表取締役社長	古 山 利 昭	営業本部長
専 務 取 締 役	木 村 孝	営業本部副本部長 兼 出店戦略・店舗開発室長
取 締 役	佐 藤 慎 三	管理本部長 兼 総務部長
取 締 役	宇 井 俊 郎	生鮮商品部長
取 締 役	山 澤 廣	(株)ヤマザワ薬品 代表取締役社長
取 締 役	工 藤 和 久	販売部長
取 締 役	森 谷 亮 一	人事教育部長
取 締 役	高 橋 一 夫	高橋一夫公認会計士事務所所長
取 締 役	浜 田 敏	浜田敏法律事務所所長、(株)山形銀行 社外取締役(監査等委員)
常 勤 監 査 役	森 美 博	
監 査 役	尾 原 儀 助	男山酒造(株) 代表取締役、山形酒類販売(株) 代表取締役、(株)山形銀行 社外取締役(監査等委員)
監 査 役	川 井 雅 浩	川井雅浩税理士事務所所長、(株)塚田会計事務所代表取締役専務

- (注) 1. 取締役 高橋一夫氏及び浜田敏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 尾原儀助氏及び川井雅浩氏は、社外監査役であります。
 監査役 尾原儀助氏は、男山酒造(株)及び山形酒類販売(株)の代表取締役として営業及び管理全般を統括しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役 川井雅浩氏は、税理士の資格を有し、(株)塚田会計事務所の代表取締役専務として管理全般を統括しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役 高橋一夫氏及び浜田敏氏、監査役 尾原儀助氏及び川井雅浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度末日後の役員の地位及び担当等の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
宇 井 俊 郎	取締役 生鮮商品部長	(株)サンコー食品 取締役社長	平成30年4月9日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 （うち社外取締役）	11名 (2)	110百万円 (4)
監 （うち社外監査役）	3 (2)	9 (3)
合 計	14	119

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役の員数は10名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成29年5月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第44期定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第44期定時株主総会において年額2千4百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額

取締役	10名	5百万円	（うち社外取締役	2名	0百万円）
監査役	3名	1百万円	（うち社外監査役	2名	0百万円）
 - ・ストック・オプションによる報酬額

取締役	8名	3百万円	（うち社外取締役	1名	1百万円）
-----	----	------	----------	----	-------

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 高橋一夫氏は、高橋一夫公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 浜田敏氏は、浜田敏法律事務所所長であります。当社は浜田敏氏と顧問弁護士契約を締結しており、顧問契約に基づく顧問料を毎年お支払いしております。
 - ・監査役 尾原儀助氏は、男山酒造株式会社及び山形酒類販売株式会社の代表取締役であります。当社と両兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役 川井雅浩氏は、川井雅浩税理士事務所所長及び株式会社塚田会計事務所の代表取締役専務であります。当社と両兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役 浜田敏氏、監査役 尾原儀助氏は、株式会社山形銀行の社外取締役（監査等委員）であります。株式会社山形銀行は当社の主要な取引銀行であります。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

役名	氏名	取締役会	監査役会
		出席状況（出席率）	出席状況（出席率）
取締役	高橋一夫	12回／12回（100%）	－（－）
取締役	浜田敏	12回／12回（100%）	－（－）
監査役	尾原儀助	11回／12回（92%）	11回／12回（92%）
監査役	川井雅浩	12回／12回（100%）	12回／12回（100%）

- ・取締役会及び監査役会における発言状況
- 取締役 高橋一夫氏及び浜田敏氏、監査役 尾原儀助氏及び川井雅浩氏の4氏は、必要に応じ、豊富な財務・会計業務または法務に関する経験並びに経営者の観点から助言・提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス

- ・「ヤマザワグループ企業行動規範」を当社グループの全従業員へ配布し、各店舗、本部各部署において朝礼等で読み合わせをするなど、周知及び意識の向上に努めております。また、管理職全員及び無作為抽出した一般社員へアンケートを実施し、その実践状況について把握しております。
- ・当社は、内部通報制度（内部通報ホットライン）を整備し、グループ全体で共有しており、問題の早期発見と改善に努めております。

2. リスク管理体制

- ・当社グループが損失又は不利益を被る可能性のある企業内外の諸要因について、また、当社グループの信頼性のある財務報告の作成に影響があると思われる情報・事案については、各部署の責任者へ随時報告される仕組みが構築されており、その後、必要に応じ当社の経営戦略会議・常務会及び取締役会において多岐にわたる検討が行われ、適切な対応を行っております。
- ・不正に関するリスクを調査・検討する際は、内部監査室にモニタリング報告を求め、より深く分析を行うようにしており、その結果及び対策については、店長及び本部マネジャー以上が出席する店長会議等において報告され、各責任者より全従業員への周知が図られる体制を構築しております。

3. グループ管理体制

- ・子会社の取締役会には当社の取締役が出席し適宜意見を述べており、また、子会社において重要事項を決定する場合は随時報告を受け、当社においても十分な協議・検討を行っております。
- ・子会社の財務状況及びその他の状況について子会社より毎月報告を受け、当社の取締役会にて共有しております。また、グループ会社の内部統制システムの整備状況について定期的に確認し、問題の早期発見や損失の防止に努めております。

4. 取締役の職務執行体制

- ・ 毎月の取締役会において、その都度、当社に関わる重要事項（中期経営計画の進捗確認、予算策定、設備投資等）について審議を行い、社外取締役2名は適宜意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。
- ・ 当社は執行役員制度を導入し、責任の明確化並びに効率的な業務執行を図っております。また、円滑な業務執行のため、週3回、代表取締役・取締役・執行役員による情報交換会議を実施しております。

5. 監査役の監査体制

- ・ 当社の監査役会は、内部の常勤監査役1名と社外の非常勤監査役2名で構成されており、毎月の取締役会への出席、また、内部監査室・会計監査人とも定期的な情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びにその運用状況を確認しております。
- ・ 当社の監査役は、毎月の取締役会にて代表取締役・取締役と意見交換を行うほか、月1回開催される監査役会において情報共有を図り、経営の健全化に努めております。常勤監査役においては、毎月の監査報告会にて、代表取締役・取締役・内部監査室・各顧問等とも意見交換を行っております。
- ・ 常勤監査役は、経営戦略会議・常務会、店長会議等の当社における重要な会議に出席するほか、社内稟議書等の重要書類を随時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(5) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「毎日の生活に必要な商品を新鮮で美味しく、安く提供する事により、食生活を豊かにし地域社会に貢献する」ことを経営理念として、山形・宮城の両県において顧客満足の向上を図りながら健全な財務基盤を形成しております。

「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、当社の経営理念をよく理解し、流通業界における豊富な知識と経験を有した者が担うことが望ましく、このことが企業価値の向上及び株主様の利益に繋がるものと考えます。

具体的な防衛策については、当社としての重要な事項と認識しており、継続的に検討しておりますが、当社の事業及び経営方針に対し理解を示し、安定的な株式保有を前提としている株主の皆様の議決権保有割合を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の成長と収益力向上が株主の皆様の利益に結びつくものと考えております。この方針に基づき、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策と位置づけ、安定した配当の実施に努めてまいりました。今後も業容拡大と1株当たりの価値を高め、安定した配当による利益還元に努めてまいります。

また、内部留保資金につきましては、新店投資、既存店活性化のための改装投資に充てるとともに、情報関連・人材育成等の投資に活用し、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

連結貸借対照表 (平成30年2月28日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,368	流動負債	17,674
現金及び預金	5,052	支払手形及び買掛金	6,837
受取手形及び売掛金	666	短期借入金	4,270
商品及び製品	4,598	1年内返済予定の長期借入金	315
仕掛品	0	未払金	2,892
原材料及び貯蔵品	92	リース債務	247
繰延税金資産	409	未払法人税等	103
その他の流動資産	1,550	未払消費税等	158
貸倒引当金	△1	賞与引当金	328
		役員賞与引当金	10
固定資産	38,538	ポイント引当金	712
有形固定資産	33,284	商品券回収損失引当金	77
建物及び構築物	16,541	その他の流動負債	1,721
土地	14,453	固定負債	3,933
リース資産	654	長期借入金	537
建設仮勘定	194	リース債務	506
その他の有形固定資産	1,439	退職給付に係る負債	698
無形固定資産	1,764	資産除去債務	1,137
借地権	1,027	その他の固定負債	1,052
リース資産	76	負 債 合 計	21,608
のれん	110	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	550	株主資本	29,221
投資その他の資産	3,489	資本金	2,388
投資有価証券	501	資本剰余金	2,206
長期貸付金	17	利益剰余金	24,709
保険積立金	67	自己株式	△82
敷金及び保証金	1,463	その他の包括利益累計額	51
繰延税金資産	1,407	その他有価証券評価差額金	43
その他の投資	36	退職給付に係る調整累計額	7
貸倒引当金	△4	新株予約権	24
資 産 合 計	50,906	純 資 産 合 計	29,297
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,906

連結損益計算書 (平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		114,303
売上原価		82,404
売上総利益		31,899
販売費及び一般管理費		30,740
営業利益		1,159
営業外収益		
受取利息及び配当金	14	
その他の営業外収益	107	122
営業外費用		
支払利息	15	
その他の営業外費用	34	50
経常利益		1,231
特別利益		
固定資産売却益	57	57
特別損失		
固定資産除却損	29	
減損損失	375	404
税金等調整前当期純利益		884
法人税、住民税及び事業税	528	
法人税等調整額	△33	495
当期純利益		389
親会社株主に帰属する当期純利益		389

連結株主資本等変動計算書 (平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	2,388	2,205	24,679	△83	29,190
当期変動額					
剰余金の配当			△359		△359
親会社株主に帰属する 当期純利益			389		389
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	-	0	29	1	31
当 期 末 残 高	2,388	2,206	24,709	△82	29,221

	そ の 他 の 包 括 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 利 益	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	47	4	52	23	29,265
当期変動額					
剰余金の配当					△359
親会社株主に帰属する 当期純利益					389
自己株式の取得					△0
自己株式の処分				△1	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△4	3	△0	3	2
当期変動額合計	△4	3	△0	1	31
当 期 末 残 高	43	7	51	24	29,297

貸借対照表 (平成30年2月28日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,305	流動負債	13,729
現金及び預金	2,975	買掛金	4,986
売掛金	5	短期借入金	3,050
商品及び製品	2,557	1年内返済予定の長期借入金	150
原材料及び貯蔵品	50	リース債務	167
前払費用	187	未払金	2,458
繰延税金資産	356	未払費用	1
未収収益	0	未払法人税等	14
未収入金	1,137	未払消費税等	122
その他の流動資産	35	預り金	804
貸倒引当金	△0	賞与引当金	252
		役員賞与引当金	6
固定資産	36,019	ポイント引当金	613
有形固定資産	29,790	商品券回収損失引当金	77
建物	13,524	商品券	1,024
構築物	1,173	固定負債	2,563
機械装置	108	退職給付引当金	299
車両運搬具	3	預り保証金	511
器具及び備品	862	リース債務	363
土地	13,486	長期未払金	400
リース資産	450	資産除去債務	988
建設仮勘定	181	負 債 合 計	16,293
無形固定資産	1,531	純 資 産 の 部	
借地権	1,036	株主資本	26,965
ソフトウェア	335	資本金	2,388
リース資産	76	資本剰余金	2,206
その他の無形固定資産	82	資本準備金	2,200
投資その他の資産	4,697	その他資本剰余金	5
投資有価証券	418	利益剰余金	22,453
関係会社株式	1,863	利益準備金	199
出資金	3	その他利益剰余金	22,253
長期貸付金	16	固定資産圧縮積立金	304
長期前払費用	22	別途積立金	19,191
差入保証金	349	繰越利益剰余金	2,757
敷金	914	自己株式	△82
繰延税金資産	1,105	評価・換算差額等	40
その他の投資	5	その他有価証券評価差額金	40
貸倒引当金	△2	新株予約権	24
資 産 合 計	43,324	純 資 産 合 計	27,031
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,324

損益計算書 (平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
営業収益		
売上高	86,764	
その他の営業収入	4,052	90,816
売上原価		65,489
売上総利益		25,327
販売費及び一般管理費		24,511
営業利益		816
営業外収益		
受取利息及び配当金	14	
その他の営業外収益	78	92
営業外費用		
支払利息	10	
その他の営業外費用	32	43
経常利益		865
特別利益		
固定資産売却益	57	57
特別損失		
固定資産除却損	25	
減損損失	285	311
税引前当期純利益		612
法人税、住民税及び事業税	367	
法人税等調整額	△22	345
当期純利益		266

株主資本等変動計算書 (平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	2,388	2,200	5	2,205	199	304	19,191	2,849	22,545
当期変動額									
剰余金の配当								△359	△359
当期純利益								266	266
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	-	△92	△92
当期末残高	2,388	2,200	5	2,206	199	304	19,191	2,757	22,453

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当期首残高	△83	27,056	45	23	27,124
当期変動額					
剰余金の配当		△359			△359
当期純利益		266			266
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	1	1		△1	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△4	3	△1
当期変動額合計	1	△90	△4	1	△93
当期末残高	△82	26,965	40	24	27,031

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月24日

株式会社 ヤマザワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 口 清 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマザワの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月24日

株式会社 ヤマザワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 口 清 治 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマザワの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、社外取締役との意思疎通を図り、定期的な意見交換をはじめとした日頃の連携に向けた取り組みを行いました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月27日

株式会社ヤマザワ 監査役会

常勤監査役 森 美博 ㊟

監査役 尾原 儀助 ㊟

監査役 川井 雅浩 ㊟

(注) 監査役 尾原儀助及び川井雅浩は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

第56期 定時株主総会 会場のご案内

会場

平成30年5月29日 (火曜日)
午前10時30分

山形県山形市あこや町三丁目8番9号
当社本社 北棟4階ホール
023-631-2211(代)

交通

混雑が予想されますので、なるべく
公共交通機関(バス)をご利用願います。

最寄バス停「あこや町停留所」 徒歩約3分

※乗車地：山形駅前、市役所、県庁、山交本社(清住町) 他
JR山形駅より車で10分、山形蔵王I.Cより車で5分

